

「大人の学び直し支援事業」

業務委託仕様書

令和6年4月

四條畷市 総合政策部 企画広報課

1 業務名

「大人の学び直し支援事業」業務委託

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

3 予算上限

総額 31,950,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 1,609,089 円）

【内訳】

- ・令和6年度 10,650,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 536,363 円）
 - ・令和7年度 10,650,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 536,363 円）
 - ・令和8年度 10,650,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 536,363 円）
- ※各年度の補助金原資 4,750,000 円（総額 14,250,000 円）は課税対象外とする。

4 業務の趣旨

意欲ある市民の後押しを継続的に行うことで、より豊かな暮らしの実現をめざす環境を整えるとともに、「学び直しのまち四條畷」として、本市の魅力を高め、市の成長へとつなげるため、令和6年度より市民及び市内就業者を対象として学び直しを支援する、以下の業務を実施。

- (1) 学び直し普及に向けたイベントの開催
- (2) 学び直しに向けた情報提供や相談支援
- (3) 学び直しに必要な資金の支援
- (4) 支援者のフォローアップ

これら一連の業務に対して専門の知見とノウハウをもち、加えて、関係団体・企業や支援者と連携して、円滑に業務が遂行できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

5 業務内容

「4 業務の趣旨」に掲げた業務及びこれらに付随する業務を行う。

(1) 学び直し普及に向けたイベントの開催
イベント開催年 2 回以上 ・セミナー、学び直しや就職を支援する団体・企業等による相談会等 ・参加人数は年間 100 名以上をめざすこと
備考：令和 6 年度は 9 月下旬に第 1 回を開催、以降は協議により決定
(2) 学び直しに向けた情報提供や相談支援
①専用ホームページの開設 ・イベント等の告知 ・学び直しに関する情報提供及び FAQ 掲載 ・関連団体、教育機関とのリンク ・キャリアコンサルタントの紹介 ・支援した方々の学習経験や体験談の掲載 ・支援者同士のコミュニティの場を提供 ・就業希望の方々に対する就労情報の提供
②相談受付
備考： ・専用ホームページの開設は、提案者が管理する既存ページを活用して情報を提供することも可能とする ・相談受付は、原則として電子受付（入力フォーム、メール）。ただし、デジタルディバイド対策として、その他の例外的な方法（電話、リモート等）も提案すること
(3) 学び直しに必要となる資金の支援
①補助金申請に係る説明案内、受付及び審査 ②補助金支払い ③支援事業広報物（チラシ・ポスター）の作成 ④各種問い合わせ対応 ⑤疑義が生じた場合の市協議 ⑥補助金原資の管理 ⑦市が適宜で求める状況報告 その他①～⑦に関連する事務 対象者：市民及び市内就業者 補助対象経費：入学料、受講料、受験料、テキスト代、キャリアコンサルタントへの報酬など

補助額：A.補助対象経費の50%（上限額10万円）

B.一定の資格を取得した場合は70%（上限額14万円）

※ABとも補助額が2万円に満たない場合は対象外

補助金原資（年間予算額）：475万円

備考：

- ・補助対象経費の範囲等は契約後に協議する。
- ・原則として電子受付（入力フォーム、メール）。ただし、電子受付に対応できない場合は、郵送による受付を行うこと。
- ・令和6年度は10月から受付開始予定

（4）支援者のフォローアップ

本業務で支援した方々や普及イベント参加者へのアンケートやヒアリングなどフォローアップ

- ①イベント等参加者への事前・事後アンケート実施、分析、報告
- ②資金支援者への継続的なアンケート実施（年1回程度）、分析、報告
- ③コミュニティづくり

備考：フォローアップは場合によりヒアリングを行うこと(任意)

（5）実施計画、業務報告書の提出

上記（1）～（4）の業務について、年間の事業計画、四半期ごとに対象者や支援実施状況等を市へ報告する

※提示する金額内で上記以外に実施できる取り組みは、提案書内に追記すること。

6 支払い

（1）事務委託料

年度当初の事業計画に基づき、受託者からの請求により概算払い（契約金額のうち補助金原資を除いた金額の30%以内）を可能とする。

（2）補助金原資

年度当初の事業計画に基づき、年度ごとに補助金原資を前渡し、年度の終了後は速やかに実績報告書を提出し、本市の検査を受けるとともに余剰分を返還すること。

※事務委託料と補助金原資は、別口座で管理すること。

7 個人情報の保護

個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取り扱いには十分注意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努めること。

8 資料等の保管

受託する業務については必要な書類を整備し、その完結の日から 5 年間、保管しなければならない。

9 その他

- ア 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約書詳細な打ち合わせにより、四條畷市並びに受託者二者合意の上、決定するものとする。
- イ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、四條畷市並びに受託者が協議して定めるものとする。
- ウ 契約締結後、四條畷市暴力団排除条例（平成 24 年四條畷市条例第 11 号）に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、契約を解除することができる。